

第6回 北海道感染症対策有識者会議 議事録

日 時/令和5年11月7日(火) 18:00~19:00

場 所/TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前

【濱坂 副知事】

ただ今から、第6回北海道感染症対策有識者会議を開催いたします。有識者の皆様には遅い時刻に何かとお忙しい中、お集まりいただいたことに本当に感謝申し上げます。

本日欠席されている委員として、北海道町村会の柴田達夫様、北海道農業協同組合中央会の柴田倫宏様、札幌医科大学の高橋聡様、北海道市長会の出井浩義様、北海道医師会の三戸和昭様、それから、名簿の方には反映できておりませんが、北海道教育大学大学院の木下俊吾様から先ほど欠席の連絡がございましたということをご報告いたします。

それでは早速議事の方に移らせていただきたいと思います。座長の石井教授に進行をお願いいたします。

【石井 座長】

それでは早速、議事を進めさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応に関する検証につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

【三橋 部長】

委員の皆様、今日はありがとうございます。総合政策部の三橋と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、事務局の方から資料1から3まで通してご説明させていただきたいと思います。

資料がたくさんあるものですから、あらかじめお配りをさせていただいておりました中で、ポイントだけ絞ってご説明をさせていただきたいと思います。

まず資料1をご覧ください。こちらは事業所及び医療機関、福祉施設へのヒアリング結果ということで、これまでの5回の会議でご報告させていただきました道民への意識調査結果、市町村・関係団体へのアンケート調査に加えまして、先般、事業者等へのヒアリング調査ということで、61ヶ所の事業所に出向いて、私ども直接ヒアリングをさせていただいております。

その結果を取りまとめたのがこの資料1でございます。それぞれ、内容はお時間の都合上、ご説明はいたしません、大きく分けて事業への影響、支援制度の内容等々、それから感染対策に対して、それぞれ実態あるいはご意見等をお伺いさせていただいております。この結果も踏まえて、この後ご説明いたします検証への反映、あるいは今後とも必要な対策の検討に活かしてまいりたいと思っております。まずはヒアリング結果という形でご紹介をさせていただきました。

続いて、資料2をご覧ください。これまでのご議論等の反映状況及び取りまとめに向けたフレームということで、これまでもパーツパーツでご議論いただいておりますが、一度全体を整理させていただいております。

まず1ページをご覧ください。1ページには、北海道における新たな感染症危機への対応の方向性ということで、検討フレームをここで整理させていただいております。中段の左側に検証の実

施ということで、ただいま申し上げましたいろいろな調査結果を踏まえて、その右側に対応の方向性ということで、3分野29項目、これについて取組実績あるいは課題、それから今後の方向性ということ整理させていただいております。

また、今後起こりうる新たな感染症危機への備えに生かしていくために、平時、初動、有事、この3段階における道の体制、あるいは移行基準などの方向性を整理させていただき、こういう検討フレームで、これまで検討を進めさせていただきました。その結果の反映として、一番下段ですが、具体的な取組ということで三つ書かせていただいております。一つは北海道感染症予防計画、それから保健所における健康危機対処計画へ反映していくと、それから二つ目が新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえた北海道行動計画の策定、これに生かしていく。それから国への要請というこの3本柱で出口を設定して、今回のご議論を整理した上で、反映させていきたいと思っております。

次に、2ページ目をご覧ください。最終報告の構成イメージの案ですが、目次という形で大変恐縮ですが、1章から5章に分けさせていただきました。こういった柱立てで整理をさせていただきたいと思っております。また、これまでの会議でお示した資料は、基礎資料編という形で本日もお配りしておりますが、こちらの方に整理をしていきたいと考えております。本日は、2ページの赤枠の第5章、今後の対応の方向性について、検証の取りまとめに当たってここは非常に重要な内容でありますことから、皆様からいただいたご意見の反映状況を、事務局からお示させていただいて、改めてご意見を頂戴いただければと思っております。

3分野29項目という形で整理した資料が3ページ以下に記載しております。

まず、3ページをご覧ください。それぞれ同じような構成にしておりまして、上段の有識者からのこれまでのご意見、それを踏まえて取組実績・課題、それから今後の対応方向というこの3点セットで整理させていただいております。この入院医療体制の確保につきましては、有識者からの主な意見の2ポツ目に書かせていただいておりますが、入院については重症度や病院の体制に合わせて整理していくこと、また、患者が増えることも考慮しながら病床を確保することが必要、こういったご意見を踏まえまして、下段の右側、今後の対応方向の中で、赤字の部分ですが、「改正感染症法に基づき、平時から各医療機関と病床確保や個人防護具の備蓄について、協定締結の協議を進め」といった表現として反映させていただいております。

また、「新たな感染症の発生、まん延時につきましては通常医療に配慮しつつ、迅速かつ適確な感染症対応ができるよう、医療提供体制の構築に努めていく」という形で整理させていただいております。

続いて、ポイントだけご紹介させていただきます。9ページをご覧ください。道民事業者への要請ということで、有識者からの主な意見の4ポツ目ですが、「行動制限を伴う措置について、行動制限ありきのような捉え方をする表現は避けるべき」といったご意見を頂戴しております。これを踏まえまして、今後の対応方向の1ポツ目の赤字の部分ですが、「措置の実施に当たっては、道民の生命と健康を守るとともに、道民生活や道内経済の影響が最小となるよう、ウイルスの特性に応じた国の統一的な基準の下」という表現を書き加えさせていただいて、時期を逸することなく実施していく必要があるという形で整理をさせていただいております。

続いて、またページが飛んで恐縮ですが、22ページをご覧ください。こちらは市町村との連携でございます。主な意見の2ポツ目でございますが、「道民・事業者への自粛要請や支援に当たっては、市町村が主体的・直接的な働きかけを行ってきたことから、市町村との連携ということを

検証していくことが必要」と、こういったご意見を踏まえまして、今後の対応方向、赤字の部分ですが、「改正感染症法に基づき設置した北海道感染症対策連携協議会を活用し、平時から、保健所設置市や道市長会、町村会等の関係機関と感染症の発生予防やまん延防止のための施策の実施などについて協議するとともに、必要な連携協力体制を整備する」という形で書かせていただいております。

それから、23ページをご覧ください。道の体制等に関する方向性ということで、上段の一つ目の丸に書かせていただいておりますが、各分野の検証で整理した取組の実効性を高めるための道の体制のイメージを整理したのがこの表でございます。国では新型インフルエンザ等発生時における初動対処要領を今年の9月1日に決定しておりまして、道の移行基準は国の要領に準拠いたしまして、真ん中のオレンジのところを見ていただきたいのですけれども、新型インフルエンザ等の国内外での発生の疑いを把握した場合、これをオレンジ色で初動という形で整理させていただきまして、迅速な対応をとるために北海道感染症対策連絡本部を設置して、その右側ですけれども、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が置かれた場合、これを有事とさせていただいて、特措法に基づく措置を取るため、北海道感染症対策本部を設置するという形で整理をさせていただきました。そして最後に、左側ですが、それ以外を平時と定義させていただいて、この大きく分けて3段階という形で体制の方向性を整理させていただいております。

まず初動、オレンジ色の部分ですけれども、対応につきましては、新型インフルエンザ発生の疑いの段階ということなので、本庁では連絡本部、振興局では地方本部の体制をとり、実務については指揮室を設けることによって一番下の主な取組にありますように、速やかな保健医療提供体制の整備に向けた調整、市町村や関係団体と連携した注意喚起など有事に向けて速やかに移行できるように準備をしていくという形で整理をさせていただきました。その右側の有事の対応につきましては、この赤い部分、対策本部に格上げた上で、引き続き、地方本部、指揮室を設け、一番下の取組にありますように、特措法に基づく必要な措置の実施、あるいは国の対策に応じて、事業者等への支援、これを実施していくという形で整理させていただいております。また、専門的な知見に関しては、北海道感染症対策連絡協議会については、感染症の性状に応じた調整や平時も含めた対策への助言を行うものとして常設の会議に位置付け、いずれの段階でも関わっていくことを想定しております。北海道感染症対策有識者会議については、有事の際に新たに立ち上げまして、道民生活や経済も含めた幅広い中で総合的な助言をいただきたいと考えております。それから、最後に、左側の部分をご覧くださいと思いますが、平時の扱いにつきましては、初動や有事への備えの強化、それから機動的な対応ができるように、本庁の感染症対策部局のみならず、振興局や出先機関とも連携を密にとるとともに、一番下の主な取組に記載しておりますが、感染状況に関するモニタリング、それから実践的な訓練や研修の実施といった取組により、平時から準備を進めまして、備えを強化するというようにしております。

それから、「電通北海道における過請求事案に関する道の実態調査結果について」、別冊の基礎資料の158ページをご覧ください。電通の事案につきましては報道等でもご承知かと思いますが、新型コロナの委託業務に関しまして、先般、過請求事案が判明したところでありまして、この有識者会議の場におきましても、その経過等をご報告させていただきたいと思っております。

まず、資料の158ページの(1)の趣旨の部分をご覧ください。道が新型コロナウイルス感染症対策として実施いたしました令和3年、それから令和4年のコールセンター業務の委託契約に関しまして、契約相手の電通北海道から、7契約、合計約1億5800万円の過請求があったとの報告があ

りまして、道では当該事案について実態調査を実施したものであります。(2)の実態調査結果でございますが、電通北海道では7契約中5契約で再委託の承認手続きを怠ってきたこと、また、再委託先のエグゼ社は、勤務実績に基づく請求が必要と認識した後も実績を改ざんし過請求を継続していた、こういったことで、両者の不適切行為を確認させていただいたところです。今回の事案について、道といたしましては、(3)の今後の対応のところに書かせていただいておりますが、今回の実態調査結果を基に電通北海道及びエグゼ社に対しまして、道の規程に基づく必要な措置を行いました。また、電通北海道から報告のありました再発防止策の具体的内容について説明を求めるほか、道といたしましても今後の委託業務の執行に当たりましては再委託の適正な手続き状況や勤務実態・実績の的確な把握など、再発防止に努めることといたしております。

159ページ以降は、その後の対応といたしまして、入札参加資格者の指名停止など道における所要の措置や、再発防止に向けた取組をお示ししておりますので申し添えさせていただきたいと思っております。

最後に、資料3をご覧ください。本日の意見交換についてのお願いでございます。下の囲みに書かせていただいておりますが、これまでの意見に基づく対応方向に過不足がないか、抜け漏れがないかというご視点、それから平時・初動・有事の各段階における体制や取組について、留意すべき点は何か、この2点を中心に、皆様からご意見を頂戴したいと思っております。説明が長くなりましたが、以上でございます。

【石井 座長】

どうもありがとうございます。それでは、これまでの説明を踏まえまして、各委員の皆様からそれぞれご意見をお伺いできればと思っております。

最初に、加藤委員からご発言をお願いします。

【老施協 加藤委員】

この会議も大詰めを迎え、結論的な話がまとまってきておりますので、このフレーム自体に私としては異論ございません。ただ、平時、初動、有事、この各段階における留意すべき点ということで、ちょっと申し上げたいと思っております。それはまず、資料1の9ページ、医療福祉のところ、私どもの関係でいうと、介護従事者の派遣の関係のコメントが載っております。こういうコメントが出る背景というのが、実は、道内、大変広いものですから、札幌のように施設が固まっているところと、やはり地方の、例えば公共交通機関がないようなところの施設ですとか、それから離島ですとか、そういうところでクラスターが起きた時に、どういう体制をとればいいのかというところを、やはり、事前に検討すべきではないかというところでございます。当然、平時の備えという中で、検討されると思いますが、この辺について、今回の反省を基に、もう一度平時の備えを検討していただければと思っております。その時に注意していただきたいのは、私ども特別養護老人ホームを中心とする施設においては、連絡体制などが非常に取りやすいのですけれども、有料老人ホームとか、サービス付き高齢者住宅とか、そういうところについての体制をどう組んでいったらいいかということも、検討の中に入れていただければと思っております。いずれにしても、平時、初動、有事、一番重要なのがやはり何も無い時に、いかに備えをしておくかということではないかと思っておりますので、平時に初動・有事の備えを強化するなど、柔軟で機動的な対応ができる体制、検討中と書いてございますけれども、ここのところが、私どもとしては一番重要ではな

いかと思っておりますので、ぜひこのところを強化していただければと思います。以上です。

【石井 座長】

ありがとうございます。平時の体制の重要性のことを具体的にご指摘いただいたかと思えます。続きまして、田端委員、ご発言をお願いいたします。

【ラベンダー法律事務所 田端委員】

今、加藤委員が言われたこと、まさに私も胸にあったことでございまして、ご提案の内容は、これまでの検討経過を踏まえていらして、結構なものと思っております。留意点として一点申し上げたいのが、本当に平時のこととございまして、今後の対応方向をたくさん挙げられておりますところ、平時からという言葉が何度も出てきています。今後、ここで挙げられている平時からの取組を本当に実現していくことが、大事だと思っております。今、加藤委員からも触れられたように、資料2の23ページの3つのフェーズ毎のところ、平時に関しては実務体制が検討中と、これからの課題なのですけれども、これが今回のコロナ禍になってみて振り返った時に、およそ10年前の新型インフルエンザのときの教訓が、残念ながら十分に生かされていなかったように見受けられました。だからこそ、このコロナ禍で得た教訓にあつては、次の危機に備えて、必ず教訓を生かし、平時からの対応を続けていくこと、また、後に振り返った時に、このたび掲げている対策を、この後このように実現してきたとトレースできるように取組を進めていくこと、そのための何らかの方策も整えてはどうかと思いました。ひとまず私どもの有識者の役割は終わりのようですので、何か改まって検証というよりは、道としての自己点検の仕組みがあると良いのではないかと存じます。そこのところも併せてご検討いただければと考えております。以上でございます。

【石井 座長】

ありがとうございます。同じく平時の準備、対応が重要だということで、トレースできる体制の構築ということをご指摘をいただきました。ありがとうございます。

次に、水野委員ご発言をお願いいたします。

【道経連 水野委員】

道経連の水野です。今回も、関係する経済7団体から意見を頂戴してまいりました。それに基づいて発言させていただきます。

まず、今回の資料1で示された「事業所等へのヒアリング結果」については、非常に重要な内容であり、61箇所もの事業所等からきめ細かく聞き取りしていただいた道のご尽力に感謝申し上げます。行動制限によって、事業者が陥った厳しい状況がよくわかる内容で本会議の委員の先生方、事務局の皆様と認識を共有できたものと受け止めています。

また、これまでの議論のとりまとめについては、資料2に示されていますが、これまで私が経済8団体を代表して述べさせていただいた意見についても、概ね取り入れていただいたことは、感謝を申し上げます。

一方で、今回のとりまとめは、いつになるかわからない次の感染症が来る際まで、後々まで残していくものであることを考えると、可能な限り「わかりやすく」「明確に」しておく必要があ

ると考えます。そうした観点から修文等の意見を申し上げます。

1ページのところに平時、初動、有事の各段階における体制や方向性を整理となっておりますが、それぞれの対応時期について、可能な限り明確化していただきたい。少なくとも、加藤委員、田端委員からもお話がありましたが、やはり平時の対応については、このとりまとめがなされてから、令和何年の何月までにやるのかといったことを明確にしておく必要があると思います。

また、初動についても例えば「国内で感染が発見されから何日以内に」とか、できるだけ明確にすべきではないかと考えます。

個別の項目でもお話ししますが、全体として、それぞれの対応策の内容についても、可能な限り具体的に書き込んでいくべきと考えています。

まず、資料2の9ページ右下の「今後の対応方向」の中に「道民生活や道内経済への影響が最少となるよう」との表現を入れていただきありがとうございます。ですが、資料1の事業者へのヒアリングで示された厳しい状況、また、道内GDPで1兆円もの減少をもたらしたのは、行動制限であることを後々までしっかりと残す意味では、「行動制限を課さない」という趣旨の文言を明確に入れていただく必要があると思っています。表現として、例えばですが、「道民の生命と健康を守るとともに、可能な限り行動制限を回避するなど、道民生活や道内経済への影響が最少となるよう」といった文章に修文をお願いしたい。同様に9ページの3ポツ目の「休業要請等」は、行動制限の主要な一類型であることから、基本的には行わないことを明文化していただきたい。これも例えばですが、「休業要請等については、経済や雇用への影響が大きいことから、原則として行わないが、やむを得ず、要請等を検討せざるを得ない場合であっても、国とも連携しながら」と修文していただきたい。さらに12、13、14ページにある「行動制限を伴う要請などが行われた場合」は、それぞれ前に「やむを得ず」という言葉を付加して、例外的措置である旨がわかるように修文をお願いできたらと思います。

同じく9ページの「国の統一的な基準」や10ページの「国が全国一律に設定した上で」という表現がございませう。国が一定の基準を示すべきというのはそのとおりでございますけれども、それをそのまま鵜呑みにするのではなく、道民生活や道内経済を守るためにも、北海道の広域性や地域性を踏まえた判断を道としてすべきではないかと思ひます。「統一的」や「全国一律」という表現は、誤解を招く恐れがあるので削除していただき、それぞれの後段にある「地域ごとの感染動向」という表現に加えて、「広域性」という言葉を入れて修文をお願いしたいと思ひます。

また、経済対策の内容についても、可能な限り具体的にという観点と、国に求めるだけでなく、道内事業者に寄り添った道独自の対策があつて然るべきとの観点から幾つか意見を申し上げます。

11ページ下段の「第三者認証制度」のところは、平時のネットワークのことだけが書かれていますが、応援クーポンとの紐づけも含めて、今回の運用でよかった点、悪かった点の評価を踏まえて、有事において具体的にどうするのかを明確にしていだければと思ひます。

また、12ページの「事業者への事業継続支援」のところは、「国に対し、中小事業者等の支援に必要な予算を確保するよう求めていく」とございませうが、例えば、「求めていくとともに、道としての支援策も事業者に寄り添ってきめ細かく行つていく」と修文を、実際そうだ思ひますのでお願いしたいと思ひます。加えて、今回の国の制度、「ゼロゼロ融資」、「雇用調整助成金特例措置」、「持続化給付金」、「月次給付金」などの評価を踏まえて、どういふ支援を国に求めていくのか、明確にしていだけたいし、道としても、国の対策が実現する前に当面何をすのかとか、国の対策を補完する上で何をすのかとか、今回の「道特別支援金」等の評価を踏

まえて、道としての施策の方向性を具体的に書き込んでいただきたいと思います。

13ページの上段、「労働者・雇用等への支援」の今後の対応方向の3ポツ目、人手不足については、統計データを見たり、関係団体や会員企業のお話を聞いても、宿泊・飲食・交通といったコロナ禍でダメージを受けたところだけでなく、物流や建設、介護や SE 等も含めたあらゆる業種、事務職を除くほとんどの職種で、深刻化しているのが実態でございます。「業種によっては人手不足が深刻化」という表現だと少し事実と違いますので、人手不足対策は、あらゆる業種にとっての喫緊の課題であり、道として取り組むべき最重要テーマであると思います。例えばですが、「コロナ禍で一時的に悪化していた需要が回復した業種を含めて、あらゆる業種・ほとんどの職種で人手不足が深刻化している。道は企業等の人材確保に向け～」と修正いただいた方がよろしいのではないかと思います。

また、道として、どのような人材確保対策を行っていくかをできるだけ明確に記載していただきたいと思います。

最後に、13ページの下段から14ページの「需要喚起」について、記載されている内容以外に、実効性に照らして今回の各施策の評価、それを踏まえて、次回はどうしていくか、国の対策が実現する前に道として何をやるのかといったことについても、できるだけ明確に書き込んでいただければと思います。

長くなって恐縮ですが、意見は以上になります。どうかよろしくお願いします。

【石井 座長】

ありがとうございます。

「わかりやすく具体的に」という基本方向をご指摘いただくとともに、いくつか具体的な修文のお話があったかと思います。

行動制限の話に関しては、できるだけ課さない方向性については、ある意味では経済を配慮した場合、当然のご意見であるということかと思えます。

一方で、感染症の状況如何では、何らかの行動制限が必要な局面というのは、むしろ例外としてではなく、局面としてはありうるのではないかということで、おっしゃる趣旨で、極めて限定的に、行動制限を必要な時だけやっていくというのは、ニュアンスについてはできる限り整理をしていただく必要があるかと思えますが、そこよりもさらに一歩進めるのは、ある意味では全体の感染症対策のバランスとしてはちょっと均衡が崩れる可能性があるのではないかと思いますので、そういった部分を考慮して整理をさせていただくことかと思えますので、一言だけその点を申し上げておきたいと思えます。後の点のところのご意見も、考えていただくことかと思えます。どうもありがとうございます。

続きまして、和田委員ご発言をお願いいたします。

【連合北海道 和田委員】

はい、連合北海道の和田と申します。いつもありがとうございます。概ね私どもが発言した内容について、それぞれ対応策を考えていただいたなと評価をさせていただいておりますことをまず申し上げながら、何点か補足部分と評価ということでお話をさせていただきます。

13ページの労働者・雇用等への支援、先ほど水野委員の方からもお話しがありましたが、やはりコロナの後、運送や宿泊、サービス、飲食もそうですけども、職種としてやはりその人材が戻

ってきていないと。労働局とも話をしていますが、やはりそういった特殊な事業とは別に、育成が必要な職種もあるというようなことも意見交換をしております。

やはり今後の対応の中で書かれていることは全くそのとおりだと思いますので、これをどうのということではなくて、更に我々、労働側もそうですけれども経済対策については、ぜひ協力をしていきたいと思っていますし、そこは道経連さんとも、経済界の皆さんともできることをやっていきたいと思っていますので、そういった対策についての言及は、もしあるとより良いのかなと思ったことが一つです。

15ページには生活困窮者の支援やひとり親世帯への支援、本当によく書いていただいたなと思っているのでありがたいと思いますし、このような姿勢でぜひ対応をお願いしたいと思います。

一つだけ、もし、文言が加わればという思いで一つだけ、16ページの学校教育活動のところです。私、ここ発言したのですが、スクールサポートスタッフの関係です。課題とか実績の方にも学校の負担軽減に効果があったという声が寄せられた、全くそのとおりだと思います。そこで、一方で需要が過ぎた後の、この方々の職ということでお話をさせていただき、この対応にも、実際に具体的なことが書かれていないのと、私の説明が悪かったかもしれないのですが、発言の中では、平時からそういった加配といいますか、そういった人材の配置というのを予算含めて、道だけでは無理なので、国にもきちんと要請をしてはどうかと、そんなことを確か申し上げた。少し表現が下手だったのかなと思っていますので、もし、ここだけ少し考えていただければと思っています。

最後に、19ページ、道の体制整備、これも私申し上げました。やはり窓口の一元化は必要ではないですかねと、振興局でもっと機能強化してはというご意見もありましたが、やはり道の中で機能強化をする上で指揮室の体制整備というものがある。対策監の話を後で聞いたら、数百名の単位で延べの人工が配置されたとお聞きしましたが、それぐらい必要なものだと思います。北海道の場合、広域性を考えたときに、ここのところをきちんと国に財政措置ということで求めていかないと、なかなか振興局単位でこれを強化していくのは、僕は難しいというのが自治体経験者としてすごく感じているので、やはり機能強化を道の本庁の方で担っていくことに関して、もう少し財政的な措置を求めていく文言がもし入ったらいいなと思います。で、私の個人的な思いですけども、道の体制をきちっと強化するにはお金がかかるので、その体制をやはり道単独でやるのは難しい。確か特別交付税なんかも含めてという話をしたと思っていますのですが、そこまで書ききれぬかどうか無理は言いませんけれども、何かそんなことをして道の対策に報いるような、人材配置をして欲しいということ、これは、道当局が言うのではないので、委員が言っているので、使えるかなと思いますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

【石井 座長】

続きまして、本日欠席されている委員の皆さんのご意見を事務局の方からご紹介いただければと思います。

【三橋 部長】

それでは事務局の方から、本日ご欠席された委員の方々からの意見をご紹介させていただきたいと思います。まず、北海道教育大学大学院 木下委員からのご意見をご紹介します。

【道教育大大学院 木下委員（書面）】

各スライドの「今後の方向性」については朱書きとなった箇所を含め、いずれも適正なものと考えております。意見等反映いただき、おまとめいただいたことにお礼申し上げます。

資料2のスライド15、「ひとり親世帯への支援」にかかわっては新たな感染症が発生した場合、親の仕事がなくなったり制限されたりと収入の減少が危惧されることから、行政による対策の内容と迅速な情報提供が求められると考えます。

スライド16、「差別偏見対策」については、朱書きで意見反映をしていただいたことに感謝申し上げます。道教育委員会と道立学校および各市町村立学校、知事部局と私立学校との日頃の意見交換等を通じて、道徳や特別活動の授業での差別偏見の対策に係る取り扱いを要請することもできるものと考えます。

スライド23、「道の体制等に関する方向性」につきましては、特に平時における実務の機動性を高めておくため、学校教育との連携に関わっては、道教育委員会と北海道小学校長会、中学校長会、北海道高等学校長協会等の事務局との顔の見える日ごろからの連携が必要ではないかと考えております。

また14管内の教育局と関係校長会との連携、さらには市町村関係部局と各地区校長会との連携などについて検討していただければと考えております。

【町村会 柴田委員（書面）】

次に北海道町村会 柴田委員からのご意見をご紹介します。

最終報告の構成イメージについて異論はありません。

特に資料2の「第5章 今後の対応の方向性」につきましては、前回までの議論が適切に反映されており、さらに今回示された道の体制等に関する方向性を事前に定めておくことは大切なことであると思えます。

基礎資料にあります「過請求事案」につきましては、残念なことではありますが感染対策は国民の理解と協力のもとで、国や地方自治体の責務として実施するものでありますことから、こうしたことが二度と起きることのないように徹底していただきたい。

一方でこうした事事例を次の対策に生かすことも大切ですが、このたびの検証等を通じて明らかになった民間における自主的、先駆的な取り組みについても、次の対策にしっかりと生かしていただきたい。以上でございます。

【JA中央会 柴田委員、札幌医科大学 高橋委員、市長会 出井委員、【道医師会 三戸委員（書面）】

なお、北海道農業協同組合中央会 柴田委員、札幌医科大学 高橋委員、北海道市長会 出井委員、北海道医師会 三戸委員からは、今後の対応方向では、ヒアリング調査における地域の様々な声や、これまでの議論が適切に反映されており、特に異論はないとのご意見を頂戴いたしました。

以上ご欠席の委員の方々の意見をご紹介します。

【石井 座長】

ありがとうございます。私も委員としての意見を少し述べさせていただきます。

基本的に、方向性に関しては、私も異論はございません。今回のコロナの対策を振り返ると、

これはある種、縦型で切っていますので、時間軸ではなくて項目別ということになってはいますが、むしろやはり時間軸で、平時の備えがなくて初動がやはり少しくまういかなかったというのが、平たく言うとやはり現実だったのかなと思います。

初動は、ある意味では備えがなかったら当然うまくいかないということで、トータルとしては取り返していただいたので、全体としては特に大きな問題はなかったというような、自分自身は非常に大雑把に言うともそういう評価をしています。

当然、その意味でいうとやはり、加藤委員、田端委員等からも出ておりましたが、平時の対応と初動へのモードの切り替えというところが重要だということで、やはり、その時間軸の対応で、特に平時と初動というようなことについて、むしろウェイトを重くして、ある種、例えばの話として字を大きくするみたいな、やはりそういう交通整理、本格的な対応のところのノウハウというのは、そうぶれるものではないと思うので、そういうウェイト付けをして整理をしていただいて、やはり平時に特にきちんと続けるべきことが、まさに続いていくというようなことを、どう担保するかという議論をぜひやっていかなくてはいけないんだと思っています。

初動のところは、最後のページで整理はしていただいていますので、平時の対応がある程度スムーズにいけば、理論的にはきちんとするというところかと思っていますので、そのタイミングによる重点というものは、今回少し明確に打ち出すということ、ぜひお願いしたいと思っています。以上になります。

それではこれまでの各委員からのご意見を踏まえていただきまして、道側から何かあればコメントをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【佐賀井 感染症対策監】

委員の皆様、大変貴重なご意見ありがとうございます。私の方から少し特措法がらみで、平時、初動、有事、そして行動制限、統一的な基準のようなことについて、少し触れさせていただきます。

お話のありました平時ですけれども、初動、有事の体制に円滑に移行することが目的で、道内外、国内外の感染の状況といったものの把握に努めることと、訓練、研修等、人材育成などで、次の感染症対策への備えということを進めていきたいと考えております。

初動、有事の移行のタイミングにつきましては、先程来お話がありましたとおり、23ページの道の体制イメージにありますとおり、まずもって国の初動対処要領に準じるということでございまして、国内外での発生の疑いを把握できた段階で、すぐに初動に移るということを考えてございます。その後、状況に応じて政府対策本部も設置されますので、その段階で都道府県対策本部もすぐ立ち上げるということで考えてございます。

特措法に基づく対策本部については、これまでも立ち上げてきましたけれども、しっかりとその体制を整えて、やっていきたいと考えてございます。

それから初動、有事への備えを平時から強化していくという執行体制のことでございますけれども、先ほど和田先生からもありましたが、指揮室体制も含めまして、ただいま検討中ですが、実際、この後、対応方向を反映させる先の感染症予防計画の方には、国から指示がありまして目標値を定めるとか、執行体制をどうするのかということも書かなければならない形になっていきますので、そういった段階までに、しっかりと検討して、実働ができないような体制にしてもしょうがないので、これまでの反省点を踏まえまして、しっかりとした体制の検討を進めてまいりた

いと考えてございます。

それから、行動制限の話もございました。新型インフル特措法ですけれども、ご承知のとおり、国から基本的対処方針ですとか、緊急事態宣言等の定めが法令上決まっております、我々としては、都道府県知事が法令に基づいて、一定の要件の下であれば、感染を防止するための協力要請、いわゆる行動制限を要請するということが法令上定めとしてございます。

そういった中で、法の執行機関である道としましては、その措置の実施に当たっては、法令の運用のあり方が一番問題ではないかと考えてございまして、これまでも3年半やってきましたけども、やはりウイルスの状況に応じて、初動の時と、それから今のオミクロン株ではすっかりウイルスの性状も違いますし、行動制限ですとか、国民の皆さん、道民の皆さんに対する動きというのも、また変わってございますので、そういったことをしっかりと捉えて、やっていかなければならないと考えてございます。

そういった運用上の取り扱いについては、実は全国的な問題にもなっております、我々、道としても、全国知事会を通じて、これから国の方に、事業者の理解、納得を得る、国民の理解を得るということをもっと前提として進めていく、緊急事態宣言の発動や解除の基準の明確化、そういった色々なことを、地域の実情を踏まえて、物申していこうということで今動いてございますので、そういったこともお含みいただきながら、先ほどの道の執行体制もそうですけれども、体制をしっかり整えていくための準備というものに、力を入れてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただければと思っております。

最後に統一的な基準でございますが、先ほど水野委員からお話ありましたように、わかりやすい表現になるように、検討させていただきたいと思っております。

それから本道の広域性についても、対策をこれから進めていく上で考慮すべき、非常に重要な要素の一つであると思われるので、この修文についても検討させていただければと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。私からは以上でございます。

【石丸 経済企画局次長】

本日はありがとうございます。水野委員と和田委員から修文に関してご意見がございましたので、こちらの方に関しましては担当部署と協議いたしまして、本日いただいたご意見の趣旨を踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。

また、町村会 柴田委員からも民間における取組をしっかりと活かしていくべきというご意見もございましたので、こちらの方につきましても、今後の対応の参考にしてまいりたいと考えております。私からは以上です。

【山城 学校教育局指導担当局長】

教育局です。貴重なご意見ありがとうございます。私からは資料2の主に16ページと17ページに基づいて、説明させていただきます。

まず16ページの一番上の差別偏見対策についてですが、先ほど木下委員からありましたとおり、今回のコロナウイルスについては、例えば、感染者の家族への差別偏見ですとか、マスクをする、しないであるとか、今まではちょっと考えられないような差別偏見もありましたので、今回のコロナウイルス感染症に関する差別偏見というものをきちんと事例を整理して今後活かしていく、道徳や特別活動に活かしていくような形でまとめていきたいと考えております。

それから、16ページ下段の学校教育活動、学校での感染対策についてです。和田委員からもありましたとおり、スクールサポートスタッフは、各校においても非常に助かっているというご発言がありました。スクールサポートスタッフについては、感染症対策はもちろんですが、実は以前から教員の働き方改革の観点からも国の方に加配の要請をしております。引き続き、平時の際の配置の分も必要だということも含めて、国の方に要請を続けていきたいと考えております。

それから17ページになります。学校教育活動の一斉臨時休業要請についてであります。本日、各委員から平時の備えが大切という旨のご発言が複数回ありましたが、各校においては、現在、危機管理マニュアルというものを整備しております。

各学校に対し、特に今年は猛暑でありましたから、熱中症対策を必ず入れてくださいであるとか、今後併せて、こういった新しい感染症対策について、起きたときにどのような対応をするのかということも、私ども道教委の方でもしっかりと例を示しながら、各校において危機管理マニュアルの方に落とし込むような形の指導助言をまいります。

併せて、子供たちの学びの保障ですが、この度、GIGAスクール構想が前倒しされて子どもたちは全てタブレット等のICT機器を持っていますので、そういったものを例えば一斉臨時休業の時に活用しながら、学びの保障をどのように行っていくのかということについても、きちんと各学校で準備をしていく、これも平時の取り組みになると思われまますので、この部分も、確実にやっていくように指導助言を行っていきます。

今後の対応方向として、新たな感染症危機が生じた際には、知事部局や関係機関等と連携して感染状況を常に把握しつつ、その拡大が見込まれる際には、各校長会や市町村教育委員会と連携し、学校・児童生徒・保護者等に対しわかりやすく丁寧な情報発信に努め、時期を逸することのないように適切な初動対応ができるように、道教委としても各市町村教育委員会と連携を図ってまいります。説明は以上となります。

【石井 座長】

どうもありがとうございます。各委員の意見に対してのコメントをいただきました。

一通りご意見をお伺いしましたが、追加すべき点があれば、ご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、私の方でざっくり整理をさせていただきますと、基本的な方向性といえますか、フレームに関しては各委員とも概ねご了解いただいたと思います。特に行動制限の問題ですとか、体制強化の問題ですとか、具体的なご意見をいただきましたので、できる限りご意見に沿いながら、必要な事項を盛り込むという整理をしていただくことかと思っております。

細かい点ですが、1点気がついたのでですけど、労働力不足のご意見をいくつかいただいたのですが、ちょっと個人的に気になっていたのが、結局、コロナで労働市場から退出した人が一定数いて、戻ってきてないというところがあるのではないかと、なかなか数字的にはっきりはわからないのですが、色々なところを見ていくと、どうもそういうことがあるのではないかと、このことで、コロナの対応ということでの脈絡だと、そういう所をどうするかという視点が必要かなと感じたので、なかなか聞きにくい点かもしれませんが、考慮いただければありがたいと思えました。それと時間的な対応ということで、特に、やはり平時の対応について、できるだけ具体的に対応を整理して、ちゃんと対応ができているかについて、自己点検も含めた状況を

トレースするような仕組みが作れないかということがもう一つのご意見としてあったかと思しますので、その点についてもぜひ、盛り込んでいただくとありがたいかなと思います。

いずれにしても、本日の各委員の皆さんのご意見を踏まえた対応を事務局にはお願いできればと思っております。

本日の議事については以上になります。進行を事務局にお返ししたいと思います。

【濱坂 副知事】

どうもありがとうございました。本日の議事は以上になります。本当にお忙しい中、委員の皆様には限られた時間の中で熱心にご議論いただきまして本当にありがとうございます。

この検証につきましては、これまで6回でございますけれども、皆様に専門家の立場からご議論を積み重ねていただきましたことに、本当に重ねてお礼を申し上げます。本日は新たな感染症危機への対応の方向性ということでご意見をお伺いいたしましたけれども、基本的な方向性の確認を改めてさせていただきまして本当にありがとうございました。

そしていただいたご意見の中でも平時の備え、取組、自己点検、そしてタイミングの話等、今、一番我々がしっかりと考えていかなければならないことだと承知しておりますので、また改めて検討の上、皆様にお答えをお返ししたいと思います。

また、修文についても、行動制限、法体系等の問題がございますけれども、またちょっと改めて検討させていただければと思いますし、和田先生からいただきました我々の体制の話もしっかりと考え、平時にどのように対応していけるか考えていきたいと思っております。労働力不足のお話も今承りましたけれども、それについてもしっかりと検討してまいりたいと思っております。

この後の検証の流れですけれども、本日いただいたご意見を踏まえまして、11月下旬くらいには報告書の案といたしまして皆様にご確認をいただき、12月には最終案として取りまとめたいと考えてございます。

引き続き、ご協力をよろしく願いいたします。以上をもちまして本日の会議は終了させていただきます。皆さん本当に遅くまでありがとうございました。